

大阪府環境審議会「土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方検討部会」運営要領(案)

第1 趣旨

大阪府環境審議会条例（平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、大阪府における土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方について検討するため、大阪府環境審議会（以下「審議会」という。）に土砂の埋立て等の行為に係る規制のあり方検討部会（以下「部会」という。）を置く。

第2 組織

(1) 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

- ① 条例第2条第1項第1号に規定する委員 1名程度
- ② 条例第2条第1項第3号に規定する委員 2名程度
- ③ 条例第3条第2項に規定する専門委員 4名程度

(2) 部会に部会長を置く。部会長は、委員及び専門委員の中から会長が指名する。

(3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第3 会議

(1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(2) 部会は、これに属する委員及び専門委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

第4 補則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成26年 月 日から施行する。